

授業料免除出願のしおり

免除対象者

次に該当する場合には、選考の上、授業料の全額又は半額を免除されることがあります。なお、取扱いは、前期と後期に分けて行います。

1. 経済的理由による場合
学部・大学院学生（研究生・聴講生を除く。）であって、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
2. 災害等による場合
 - 授業料の納期前6月以内（新生にあつては、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - 前項に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合
3. 日本学生支援機構奨学金の給付型奨学金を受けている場合

出願時の提出書類

選考については、申請者の属する世帯全員の収入金額等を参考に行いますので、下記の書類を提出してください。

なお、提出していただいた個人情報は授業料免除選考以外の目的に利用することはありません。

1. 授業料免除願書【本学所定用紙】
2. 世帯全員の住民票
3. 世帯全員の平成29年、30年分所得に関する証明書
*未就学児・就学者（大学院生は除く）は不要です。
 - (1) 平成29年分の証明書は市町村役場発行の「所得証明書」
*専業主婦や収入が無い場合は非課税証明書を提出してください。
 - (2) 平成30年分の証明書は確定申告書の写し（収支内訳書を含んでおり、納税署の受付印のあるもの）及び源泉徴収票（確定申告をしていない場合は源泉徴収票のみ）
臨時収入についてはその内容が記載された書類
4. アルバイト等収入届又はアルバイトをしていないことの申立書【本学所定用紙（様式8・9）】
5. 下宿等している者は、アパートの契約書の写し等
6. 私費外国人留学生生活報告書〔所得証明等が提出できない場合〕【該当者のみ・本学所定用紙（様式4）】
7. 私費外国人留学生指導教員意見書【該当者のみ・本学所定用紙（様式5）】
8. その他添付書類【本学所定用紙以外は写しでよい】
以下より、該当するもの全てについて添付してください。
 - 前述の期間内に学資負担者が死亡している場合
 - ・死亡を証明する書類（死亡証明書等）
 - ※保険金・退職金・遺族年金等を受領している場合は、その金額がわかるもの
 - 前述の期間内に風水害、火災、盗難等による被害を受けた場合
 - ・罹災（被災）証明書、盗難届出証明書
 - ・罹災により必要とした経費の証明書等
 - ※保険金等を受領している場合は、その保険金等の額がわかるもの
 - 同居人の中に障害のある者がいる場合
 - ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、診断書等
 - 同居人の中に長期に療養を要する者（6か月以上療養中又は療養を必要と認められる者）がいる場合（介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者を含む）
 - ・入院証明書、診断書又は介護保険被保険者証等
 - ・治療費・入院費等の領収書又は支払証明書
 - ※生命保険・健康保険・共済組合等から医療給付を受けた金額及び損害賠償等によって補てんされている場合は、受け取った金額がわかるもの
 - 主たる生計維持者が別居している場合
 - ・生活費（住居費、光熱・水道費、家具・家事用品の1か月分）の明細【様式自由】
 - ・直近6か月分の領収書等
 - 同居人の中に年金（老齢年金・障害年金・遺族年金・恩給等）の受給者がいる場合
 - ・年金にかかる源泉徴収票、年金支払通知書（最新のもの）又は年金改定通知書

- 同居人の中に前年中途あるいは今年新たに就職又は転職した者がいる場合
 - ・ 年収見込証明書、月収（見込）証明書又は給与支給明細書（直近3か月分）
- 同居人の中に前年中途あるいは今年退職又は退職予定の者がいる場合
 - ・ 退職証明書（辞令等）
 - ・ 退職金支給（予定）証明書又は退職金源泉徴収票
- 同居人の中に病気等により休職している給与所得者がいる場合
 - ・ 傷病手当金支払証明書等
- 同居人の中に失業給付金の受給者（雇用保険受給者）がいる場合
 - ・ 雇用保険受給資格者証
- 生活保護世帯である場合
 - ・ 保護決定（変更）通知
- 出願者の兄弟姉妹が国立学校（各国立大学法人等を含む。）に在学している場合
 - ・ 授業料免除状況証明書【本学所定用紙（様式7）】
- 農業・漁業・畜産等において奨励金、補助金等を交付された場合
 - ・ 当該奨励金、補助金等の金額がわかる書類
- 両親と別生計で独立している場合（独立生計者）【下記の「その他の注意事項」の2を参照】
 - ・ 独立生計申立書【本学所定用紙（様式6）】（申立書の注に記載の添付書類を含む）
- 奨学金（給付型）を受給（平成30年分）している場合
 - ・ 奨学金の受給（平成30年分）を確認できる書類（受給期間、受給額等）
- 帰国（渡航）予定のある場合
 - ・ 授業料免除に係る帰国（渡航）予定調査について【本学所定用紙（様式10）】

出願書類の提出について

1. 提出場所 : 学生課学生支援係 (☎077-548-2064)
2. 提出期限 : 平成31年3月13日(水)午後5時
(ただし、新入生は4月2日(火)午後5時まで)

免除決定の時期及び通知方法

1. 決定時期 : 6月下旬(予定)
2. 通知方法 : 郵送にて、保証人又は本人に通知します。

願書記入上の注意事項

1. 選考するうえでの重要な資料となりますので、記入例を参考にして、楷書書きで丁寧に記入してください。
2. 故意に、記載内容を事実と相違させていると判断した場合、免除許可決定後でも取り消しますので、事実をありのまま、よくわかるように記入してください。
3. 記入漏れ、判読困難等による願書は、不備として選考より除外する場合があります。
4. 出願者が日本学生支援機構以外の奨学金を受給している場合は、必ず記入してください。

その他の注意事項

1. 特別な理由がなく、最短修業年限を超えて在学している者及び前年度と同学年に引き続き在籍している者は、出願資格がありません。
2. 次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で判定します。
 - ① 所得税法及び医療保険制度上、父母等の扶養親族でない者
 - ② 父母等と別居している者
 - ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明の発行が可能な者
3. 免除不許可となった者は、原則として授業料を一括納入することとなっています。なお、一括納入が困難と思われる者は、その旨を担当係に申し出て「授業料免除願書」と併せて「授業料徴収猶予許可願」または「授業料月割分納許可願」を提出してください。
4. 出願者は免除の可否が決定するまでは、授業料の納付が猶予されます。ただし、可否の決定までに授業料を納付した場合は、免除の対象となりませんので十分注意してください。
5. 後期分授業料免除出願の時期については、7月中旬頃に掲示します。
6. 病気、その他やむを得ない事情以外で健康診断を受診しない場合や、オリエンテーションを欠席した場合等、学生生活上で問題のある者については、家計基準等が免除適格基準を満たしていても免除不適格となることがあります。
7. 授業を受けない期間が、相当期間ある場合は、免除不適格となることがあります。